

船舶事故調査報告書

平成24年8月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年9月19日 18時30分ごろ～23時30分ごろの間）
発生場所	不明（香川県高松市女木島付近～高松市高松漁港の間）
事故調査の経過	平成23年10月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{よしえ} 義恵丸、4.9トン KA3-16948（漁船登録番号）、個人所有 11.30m（Lr）×3.48m×0.97m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和49年3月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月1日 免許証交付日 平成21年8月3日 （平成27年7月12日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	正船首部の圧壊及び破口
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、女木島付近の漁場で底引き網漁を行っていたが、平成23年9月19日18時30分ごろ、船長の家族は、船長から、天候も悪化してきたし、翌20日からは警戒船としての業務も控えているので帰港するという連絡を携帯電話で受けたが、帰港予定の19時を過ぎても船長が帰宅しないので、23時30分ごろ船長に携帯電話を掛けたが応答がなく、その後も船長からは何の連絡もなかった。 心配になった家族は、翌20日04時30分ごろ、僚船の船長に事態を告げ、捜索を依頼した。 僚船の船長は、自船を用意して高松漁港を出港し、同漁港の防波堤を過ぎて左舷方の護岸に敷設された消波ブロックに目を移した20日04時46分ごろ、高松市高松港8号防波堤灯台から真方位271°300m付近において、無人で船首が同ブロックと直角に衝突している本船を発見した。 僚船の船長は、消波ブロックのために本船に接近することができず、友人に電話して陸上から本船に移乗するよう依頼し、機関を停止してもらったのち、本船をえい航して高松漁港に帰港した。 本船は、機関を半速力とし、クラッチが前進の状態であったことが分か

	<p>った。</p> <p>行方不明となっていた船長は、本船が発見された約4時間後の20日08時40分ごろ、巡視艇や漁業協同組合所属の漁船が搜索していたところ、消波ブロックの北方約50m沖の高松港8号防波堤灯台から真方位285°300m付近で漂流しているところを発見された。</p> <p>船長は、身体に打撲痕はなかったが、肺に多少の海水が残っていたので、溺死と検案された。</p> <p>(写真1 損傷した本船、写真2 衝突した消波ブロック 参照)</p>								
気象・海象	<p>高松市には、台風第15号の接近で、9月20日の04時07分に大雨注意報が、17時26分に大雨・洪水警報が、21時55分に暴風・波浪警報が、それぞれ発表されていた。</p> <p>9月19日の各時刻の気象は、次のような状況であった。</p> <p>18時00分 天気 雨、風向 東、風力 2、視程 7km</p> <p>23時00分 天気 雨、風向 東北東、風力 2</p>								
その他の事項	<p>船長は、通常、操業中は救命胴衣を着用していたものの、発見されたときは救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>救命胴衣は、操舵室囲壁の外側に掛けられていた。</p> <p>船長は、発見されたとき長靴と帽子を身に付けていなかった。</p> <p>本船は、燃料油タンクには燃料油が4分の3残っていた。</p> <p>船長は、健康であった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、船長が、19日18時30分ごろ家族に携帯電話で女木島付近から高松漁港へ帰港することを連絡したのち、23時30分ごろ家族からの携帯電話の呼出しに応答しなかったため、この間において、女木島付近から高松漁港へ向けて帰航中に船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水したことから、溺死したものと考えられるが、溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	不明	判明した事項の解析	<p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、船長が、19日18時30分ごろ家族に携帯電話で女木島付近から高松漁港へ帰港することを連絡したのち、23時30分ごろ家族からの携帯電話の呼出しに応答しなかったため、この間において、女木島付近から高松漁港へ向けて帰航中に船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水したことから、溺死したものと考えられるが、溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	不明								
判明した事項の解析	<p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、船長が、19日18時30分ごろ家族に携帯電話で女木島付近から高松漁港へ帰港することを連絡したのち、23時30分ごろ家族からの携帯電話の呼出しに応答しなかったため、この間において、女木島付近から高松漁港へ向けて帰航中に船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水したことから、溺死したものと考えられるが、溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が女木島付近から高松漁港へ向けて帰航中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板上では、救命胴衣を必ず着用すること。 								

写真1 損傷した本船



写真2 衝突した消波ブロック

